

# 水戸市火災予防条例の改正概要

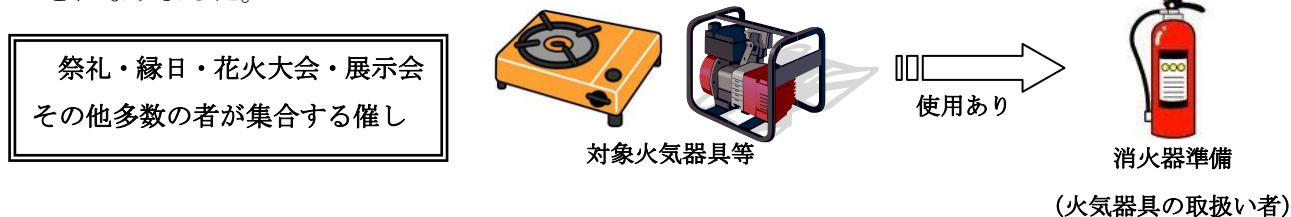
## 1 改正理由

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令が改正され、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しにおいて使用する場合の対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準が定められたこと等に伴い、水戸市火災予防条例の一部を改正したものです。

## 2 改正内容

### (1) 祭礼・縁日・花火大会・展示会その他多数の者が集合する催しでの消火器の準備

対象火気器具等（ガス・電気コンロ、発電機など）を祭礼等の多数の者が集合する催し（近親者によるバーベキューなど個人的な行事は対象外）において使用する場合に消火器の準備をした上で使用することになりました。



### (2) 火気を取り扱う露店等を開設する場合の届出

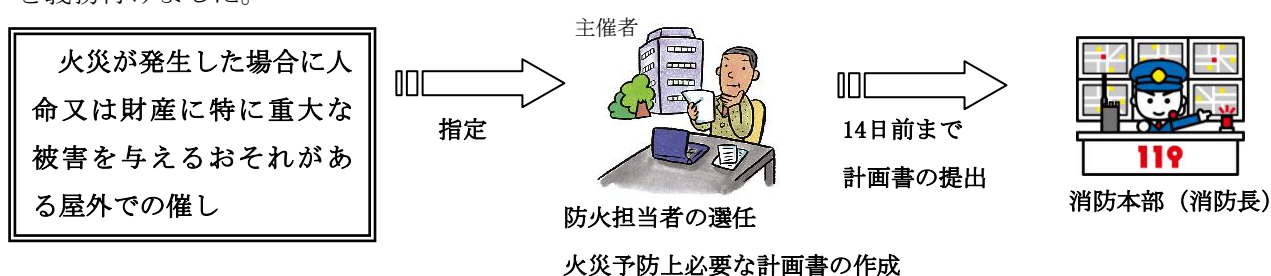
祭礼等において対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、「露店等開設届出書」を消防署長に届け出ることになりました。



### (3) 屋外催しに係る防火管理

消防長は、祭礼等のうち、※消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを特定屋外催しとして指定します。

また、指定を受けた特定屋外催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出することを義務付けました。



#### ※ 消防長が定める要件

次の区域を含む区域で開催する催しで、主催する者が出店を認める露店等の数が100を超えるもの。

ア 千波湖周辺の区域のうち消防長が定める区域

イ 一般国道50号の区域のうち泉町1丁目から3丁目、大工町1丁目、南町1丁目から3丁目の区域並びに市道浜田171号線の区域のうち本町1丁目から3丁目に係る区域

問合せ 水戸市消防本部 火災予防課 029-221-0163  
北消防署 029-221-0117  
南消防署 029-231-0764